

昭和五十八年三月十五日受領
答弁第一一一号

(質問の 一一)

内閣衆質九八第一一号

昭和五十八年三月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員小林政子君提出母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小林政子君提出母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問に対する答弁書

一 について

1 児童福祉施設最低基準は、児童福祉施設が守るべき最低限の設備及び運営の水準を規定したものであり、その水準を超えて設備及び運営の向上を図るよう努めているところである。

特に、母子寮の面積については、御指摘の厚生科学研究報告等を参考として、昭和五十二年度に施設整備に関する国庫補助基準面積を大幅に拡大したところである。

2 老朽母子寮の改築については、従来から必要なものについて助成してきているところであり、今後ともその実態を勘案して、都道府県等と十分協議し助成してまいりたい。

3 必要な職員の配置については、従来からあらゆる機会をとらえ、都道府県、母子寮設置者

等関係者の指導等を行ってきたところであるが、今後ともこれら指導等を通じ必要な職員配置に努力してまいりたい。

4 母子寮については、時代の変化に対応し、その設備、運営の向上等に努めているところである。

また、母子寮の活用について国民の理解が一層深まるよう、今後とも各種広報活動等の充実に努めることとしている。

二について

母子寮は、都道府県知事等の措置により保護を要する母子世帯を入所させ、その社会的自立を援助する児童福祉施設である。母子寮においては、入所世帯に応じた保護、生活指導等が共同生活の場を通じて行われることとなる。入所者の私生活が尊重されなければならないことは言うまでもないが、このような母子寮の性格上、管理面における一般的な制約を伴うことがあ

るのもやむを得ないものと考えている。

右答弁する。